

概 要 版

生活保護のしおり



国分寺市福祉事務所

令和6年4月 現在

も く じ

	ページ
はじめに	1
生活保護とは	1
生活保護の要件等	2
支給される保護費	2
生活保護利用までの流れ	3
生活保護の種類と内容	3
生活保護の権利と義務	4
保護費の返還と徴収	6

はじめに

このしおりは、生活保護制度についてわかりやすく説明したものです。詳しく知りたいときやわかりにくいときは、生活福祉課におたずねください。また、電話によるお問い合わせも可能です。

☎042-325-0111（代表）

生活保護とは

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまう場合があります。このようなとき、国が定めた基準で、生活を保障し、自分の力で生活ができるようになるまで援助する制度です。

【日本国憲法第 25 条】

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【生活保護法第 1 条】

この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護の要件等

生活保護の制度は、保護の補足性の原理（法第4条）に基づき、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを、生活のために活用することを要件としています。

また、民法に定める扶養義務者の扶養、他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先して行わなければならないとしています。

要件

- 働ける人は、能力に応じて働き、収入を得るよう努力してください。
- 預貯金、電子マネー、生命保険、株式、債権、投資信託、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却が可能な資産がある場合には、その資産を生活のために活用してください。ただし、実際に住んでいる自己居住用の土地家屋等については、保有が認められる場合もあります。
- 年金や手当等、ほかの制度で給付を受けられるものがあれば、その給付額が生活保護に優先します。
- 現在暴力団に所属している場合は、生活保護を受給できません。

優先

- 扶養義務者（親・子・兄弟姉妹）等で援助できる人がいれば、援助を受けた額が生活保護に優先します。

支給される保護費

世帯の収入が国の定める基準で計算される最低生活費に満たないとき、最低生活費と世帯の収入との差額を保護費として支給します。なお、最低生活費は地域や年齢、季節、入院入所等によって変動します。

【最低生活費と収入との関係】

例

最低生活費	
世帯の収入 (就労収入、年金、手当、仕送りなど)	支給される保護費

生活保護利用までの流れ

相談～申請

- 生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について十分な説明を行うためにも、窓口や電話での事前の相談が大切です。
- 申請窓口はお住まいの地域の福祉事務所になります。



調査～決定

- 生活状況や収入・資産等の状況がわかる資料（通帳の写しや給与明細等）の提出をしていただくことがあります。
- 地区担当員（ケースワーカー）が家庭訪問をして、住居の状況や生活状況を確認します。ケースワーカーは定期訪問や保護費の計算を行います。
- 原則、扶養義務者に扶養の可否を照会しますが、事情に応じて省略することがあります。
- 保護を受けられるかどうかは、申請日から原則14日（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日）以内に回答をいたします。

保護開始～受給

- 保護費は、原則、毎月3日に支給します（原則口座払いです。3日が土日祝日や年末年始などの場合は、3日より前になる場合があります）。支給日は、毎月発行しているお便り「福祉だより」でお知らせいたします。

生活保護の種類と内容

生活を営む上で必要な各種費用に応じて扶助が限度額内で支給されます。

生活扶助

衣食、光熱費などの生活費

住宅扶助

家賃（共益費等を除く）

教育扶助

義務教育を受けるために必要な費用（給食費、教材費等）

介護扶助

介護サービスの費用

医療扶助

医療サービス、移送の費用（通院に伴う交通費）

出産扶助

出産費用

生業扶助

就労に必要な技能の習得等にかかる費用、高校などに修学するための費用

葬祭扶助

葬祭費用

生活保護の権利と義務

権利について

- 生活保護の条件を満たす限り、誰でも無差別平等に受けることができます。
- 正当な理由がなければ、決められた保護を不利益に変更されません。
- 支給された保護金品は、課税されません。
- 保護金品を受ける権利を差し押さえられることはありません。

義務について

受給中は、守らなければならない次のような義務があります。
※義務に従わないときには、生活保護が受けられなくなることがあります。

◆勤労等生活上の義務

- 利用し得る資産、能力その他あらゆるものを生活のために活用しなければなりません。
- 能力に応じて勤労に励み、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節約を図り、その他生活の維持・向上に努めなければなりません。
- ケースワーカーから生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を受けたときは、これに従わなければなりません。

◆次のようなときは、すぐにケースワーカーに届け出てください。

収入や就労について	収入が増えたり減ったりしたとき※
	仕事を始めたり、変えたり、やめたりしたとき
家族について	家族の人数が変わったとき
	家族の状況が変わったとき（出生・死亡・入退学・休学・卒業・事故・結婚など）
住まいについて	家賃が変わったとき
	住所を変えようとするとき
	施設に入所するときや退所するとき
医療について	通院や入退院するとき
その他	生活の状況が変わったとき

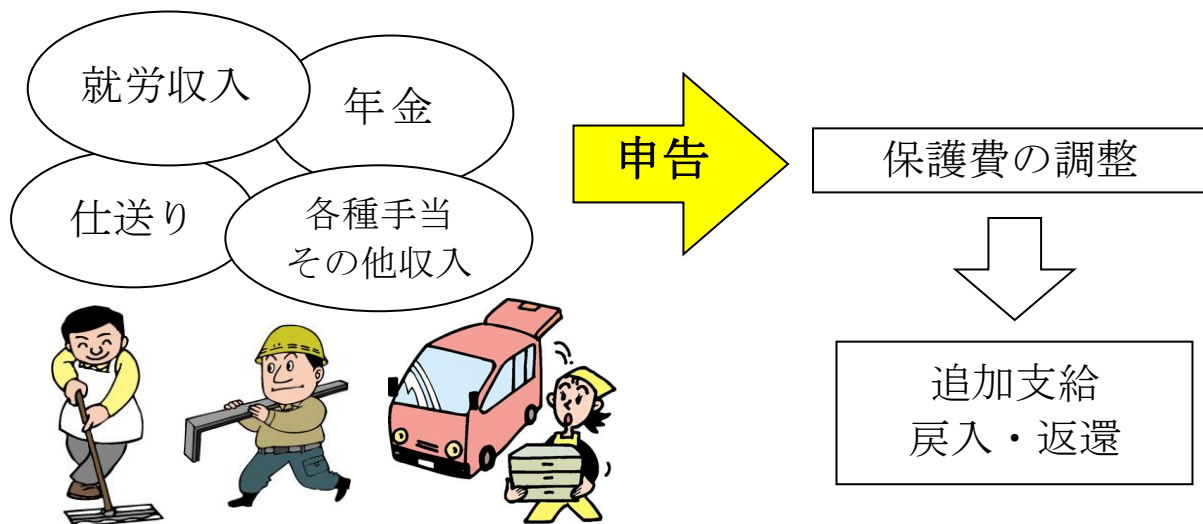
※保護が開始した日以降は、稼働収入はもちろん、年金、手当等の公的給付や仕送り収入、借入など、現実的に金銭の流入があったものについては、収入

として認定されますので、その種類や金額の多い・少ないに関わらず、必ず申告が必要です。

収入申告を正しく行えば、控除（収入から差し引かれ、手元に残ること）や収入として認定しない取り扱いができることがあります。

就労収入に対する控除	
基礎控除	給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
20歳未満控除	20歳未満の方は基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
その他の必要経費	社会保険料、所得税、労働組合費、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入（必ず事前の申告が必要）	
収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、大学等の入学金など早期自立に充てられると認められるものは、収入として認定しない取り扱いとなります。	

※その他自立更生に充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告時にご相談ください。



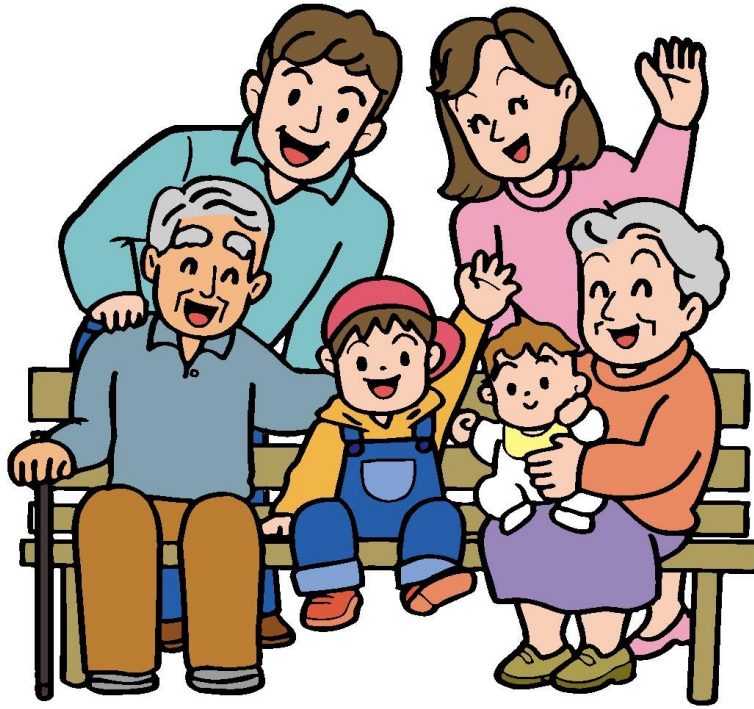
保護費の返還と徴収

急迫した事情のため、本来、資力があるにもかかわらず保護費を受け取った場合、または、様々な事情で保護費に払い過ぎが生じた場合には、すでに支給された保護費（医療費などを含む）を返還していただきます。

たとえば、次のような場合です。

- 土地等の資産を売却したとき
- 生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）を受け取ったとき
- 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- 交通事故の示談金（慰謝料等）・保障金等受け取ったとき
- 財産を相続したとき

また、事実と違った申請をしたり、収入の申告をしなかったり、虚偽の申告をして、不正な方法で保護費を受け取った場合、不正受給として、すでに支給された保護費（医療費などを含む）を徴収します。さらに不正な手段で保護を受けていた場合には、法律により処罰されることがあります。



国分寺市福祉部生活福祉課
(第2庁舎1階)

〒185-8501

国分寺市戸倉1丁目6番地1

電話 042 (325) 0111 (内線)

保護申請までのご相談は_____が担当します。
事前にお電話で予約を取ってからご来所ください。